平成２７年（フ）第２６１６号
大阪府枚方市招提中町１丁目44番１―202号
債務者　進藤さやか
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６号
釧路市住吉２丁目６番７号
債務者　村田なをみ
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第４３５０号
大阪府摂津市鳥飼本町２丁目９番62号
破産者　有限会社三輝製作所
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５号
奈良県橿原市東坊城町240番地２
破産者　株式会社ニチブツ関西
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２０１６号
札幌市手稲区金山１条３丁目１番47号
破産者　有限会社コーセー
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１５号
兵庫県加古川市尾上町養田419番地の２
破産者　有限会社ジャンプ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７６０号
広島市佐伯区藤の木３丁目18番３号
破産者　株式会社いけだ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１号
山形県酒田市末広町４番10号
破産者　依木　　勝
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２０７１号
奈良県大和郡山市九条町247番地１　プレステ壱番館308号、開始決定時奈良県大和郡山市城町1802番地10
破産者　樋口　　豊
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５９号
大阪府寝屋川市八坂町23番７―305号
破産者　古賀　友康
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８３号
大阪市阿倍野区三明町２丁目10番21―409号、開始決定時大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―801号
破産者　中川　　格
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８４号
大阪市阿倍野区三明町２丁目10番21―409号、開始決定時大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―801号
破産者　中川きぬゑ
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２０５号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ９―809号
破産者　下村　　尚
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８号
徳島県小松島市大林町字蛭子免10番地の６、住民票上の住所徳島県板野郡北島町鯛浜字かや153番地７
破産者　五藤　順子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
福岡県飯塚市東徳前17番79号、前住所福岡県飯塚市潤野885番地34
破産者　中野　利美
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５０２号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目６番６―109号
破産者　永田　祥子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２号
宮崎県串間市大字西方4217番地
破産者　津曲　保夫
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部